

居住系サービスに係る留意事項

和歌山県障害福祉課 施設福祉班

1. グループホームにおける食材料費 の取扱い等について

1. グループホームにおける食材料料費について

利用者から徴収した食材料料費について

・県外のグループホームを運営する事業者で利用者から食材料料費を過大に徴収している事案が発生。

- ・利用者から徴収した食材料料費の残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることは、国の定める指定基準に違反するものであり、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」にも該当する可能性があります。
- ・食材料料費の額に残額が生じた場合には、必ず精算してください。
- ・光熱水費及び日用品費についても、同様にさせていただくようお願いします。

2. 地域連携推進会議について

2. 地域連携推進会議について

地域連携推進会議とは

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、地域連携推進会議の開催と地域連携推進会議の構成員が当該事業所を見学する機会を設けることが義務付けられました。
(令和6年度は努力義務、令和7年度以降は義務)

会議の目的

- ①利用者と地域との関係構築
- ②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ③施設等やサービスの透明性・質の確保
- ④利用者の権利擁護

会議の構成員及び頻度

会議の構成員

- ・会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人等を想定しており、有意義な意見交換ができる人数として5名程度が望ましい。

会議の開催頻度

以下の会議の開催と訪問を年1回以上実施することが必要

- ・障害者支援施設及び共同生活援助(以下「施設等」)内での会議
- ・施設等内への訪問

会議の方式及び設置主体

○方式: 会議は対面実施

訪問は、施設等への現地訪問

※共同生活援助事業所において、複数の共同生活住居を設置している場合には、住居ごとに年1回以上、地域連携推進員が訪問する機会を提供すること

○設置主体: 指定を受けた事業所単位

会議の議題について

- ・施設等側からの一方的な報告にならないよう、構成員と**双方向**で意見交換できる議題設定が望ましい。

【例】

1.施設等・地域の連携

障害についてのレクチャー、近隣からの苦情の共有、地域行事のご案内

2.施設等やサービスの透明性・質の確保

利用者の日常生活の様子について、経営状況の報告、BCP(業務継続計画)の策定について

3.利用者の権利擁護

虐待、事故、ヒヤリハットの報告、支援者の様子など、利用者の意向アンケート結果

利用者の個人情報の取扱い

利用者及び利用者の家族の意向確認

すべての利用者や利用者の家族に対して、会議や現地訪問を通じて、利用者が地域の方と顔を合わせたり、地域の方との関係をつくることについて意向を確認して下さい。

会議の構成員における利用者の個人情報の秘密保持

利用者の個人情報の保護を図るため、当会議の構成員に就任いただくに当たって、利用者の個人情報の秘密保持に関する約束をしていただくことが必要です。
(様式については、最終ページにある「地域連携推進会議の概要」の資料5を参照)

会議資料における個人情報の取扱い

会議資料には、個人名や記載内容から個人が特定されないように個人情報の取扱いには十分に留意して下さい。

留意事項

- ・令和7年度以降は会議の開催が義務化
- ・議事録の作成・公表（運営指導の際に確認します）
- ・利用者の個人情報の保護
- ・詳細は下記リンクに掲載されています。また、県のHPも参考にしてください。
- ・参考：地域連携推進会議の手引き
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001282617.pdf>)

地域連携推進会議の概要

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001319881.pdf>)

「居住系サービスに係る留意事項」は以上となります。
